

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（案）

○厚生労働省告示第百二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後

別表第三

一四九一二十 十百〆十		十九 十九	番号	医療機器の名称 日本産業規格又は国 際電気標準会議が定 める規格 使用目的又は効果
(略)	(略)	(略)	基	
(略)	(略)	(略)	準	

改正前

別表第三

一四九一二十 十百〆十		十九 十九	番号	医療機器の名称 日本産業規格又は国 際電気標準会議が定 める規格 使用目的又は効果
(略)	(略)	(略)	基	
(略)	(略)	1・2 (新設)	準	

(傍線部分は改正部分)